

周南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

周南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年5月25日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

周南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例（平成27年周南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「である者」を「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、<u>法人である者</u>とする。</p>	<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、<u>法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)</u>とする。</p>